

特例年金額及び一時金額の単位の変更について

— 平成28年4月以降の給付額が100円単位から1円単位に変更となります —

これまで、特例年金額及び一時金額は100円単位（50円未満切捨て50円以上切上げ）となっていましたが、被用者年金制度の一元化に伴い、平成28年4月以降、給付額の単位が1円単位（50銭未満切捨て50銭以上切上げ）に変更となりました。

具体的には、平成28年6月送金（平成28年4月分および5月分の年金送金）から1円単位に変更となった年金額を6で割った金額が送金されることとなります。

なお、厚生年金や国民年金における給付額の単位の変更は、平成27年10月以降の給付の裁定又は改定時に行われることになっていますが、特例年金においては、改定等の有無にかかわらず、平成28年4月以降、全ての特例年金について1円単位に変更となりますのでご注意ください。

給付額	100円単位	1円単位
特例年金額	平成28年3月分までの年金額	平成28年4月分以降の年金額
一時金額	一時金請求日が平成28年3月31日までの一時金額	一時金請求日が平成28年4月1日以降の一時金額